

特別弔慰金の支給対象者早見表

県参考様式 3

◆早見表の見方◆

早見表の質問に該当する場合は「はい」の矢印、しない場合は「いいえ」の矢印に沿って進んでください。
支給対象となる可能性のある方は、お住いの市区町村役場にご相談ください。

スタート

戦没者等の死亡当時のご家族・ご親族ですか？

(支給対象者は、戦没者等の死亡当時お生まれの方に限ります。
ただし、戦没者等の子の場合は、死亡当時に胎児だった場合も含まれます。)

いいえ

対象となりません

はい

令和 7 年 4 月 1 日において、順位が一番先になるご遺族、お一人に支給されます。

- 同順位の方が複数いる場合は、請求する方をどなたかお一人決めてください。
- 令和 7 年 4 月 1 日において、戦没者等の配偶者(公務扶助料や遺族年金を受けていない方)がご生存されている場合は、その配偶者が先順位になることがありますので、市区町村役場にご相談ください。

戦没者等から見た
あなたの続柄

① 子ですか？

はい

対象となる可能性があります

いいえ

② 父母
孫
祖父母
兄弟姉妹
ですか？

はい

上記①の対象者がいる

はい

対象となりません

いいえ

次の順位で対象となる
可能性があります
1 父母
2 孫
3 祖父母
4 兄弟姉妹

戦没者等の死亡当時の生計関係
の有無、改氏婚・養子縁組等の要
件を満たしているかどうかによ
り、順番が入れ替わります。市区
町村役場にご相談ください。

いいえ

③ 上記以外の
三親等内
親族
(甥、姪)
ですか？

はい

上記①または②の対象
者がいる

はい

対象となりません

いいえ

戦没者と一年以上生計
関係を有していた

はい

対象となる可能性が
あります

いいえ

対象となりません

※この早見表は一般的な場合を想定しています。例えば戦傷病者戦没遺族等援護法による弔慰金の受給者ご本人は、この早見表によらない場合もありますので、お住いの市区町村役場にご相談ください。